

○厚生労働省告示第三百三十三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第8」を「の第9」に改める。

第二号中「イからトまで」を「イからリまで」に改め、同号ロ中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加え、同号ハの(3)中「第5」を「第6」に、「第11」を「第12」に、「第12」を「第13」に、「第13」を「第14」に、「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同ハの(4)中「第9」を「第10」に改め、同号ニの(3)中「第6」を「第7」に改め、同号ヘ中「第16」を「第17」に改め、同号ト中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同トの(2)中「第3」を「の第4」に改め、同(2)を同トの(3)とし、同トの(1)の次に次のように加える。

- (2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの

二、七〇〇単位

第二号に次のように加える。

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

- (1) (2)に掲げる者以外のもの

九、八九〇単位

- (2) 共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）

二、七〇〇単位